

# 農林水産物流通条件不利性解消事業 の恒久制度化について

改正沖縄振興特別措置法が2022年3月31日（令和3年度末）に期限が切れる。

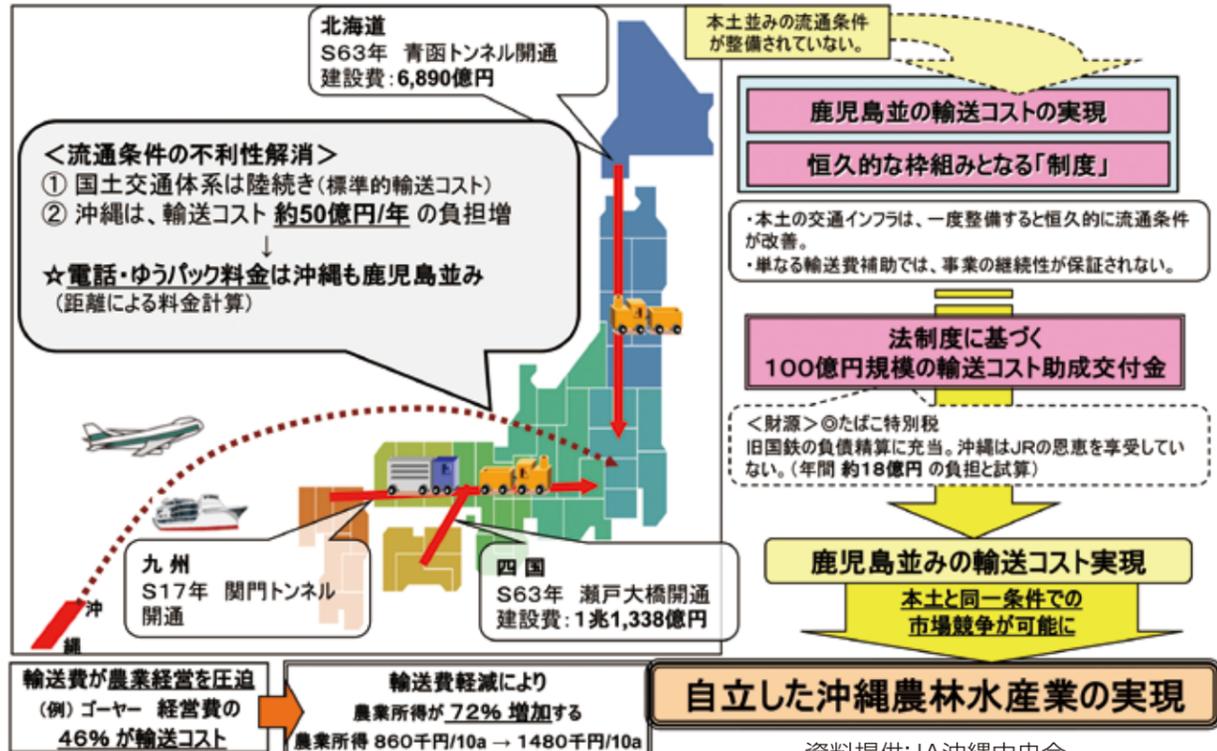
沖縄振興に資する事業を県の自主的な選択により事業が実施でき、国が財政を支援する沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）が平成24年創設された。その中に沖縄県産農林水産物の輸送コスト軽減を図る「農林水産物流通条件不利性解消事業」がある。

全国では、国策により長い年月と膨大な予算をかけて①九州は関門トンネルをS17年に開通。②北海道は青函トンネルが昭和63年に開通。③四国は瀬戸大橋が昭和63年に開通。全国のインフラが整備された。今後も維持管理され恒久的に使用されていくと考える。

一方、沖縄県は、離島県で海に囲まれている。一番近い鹿児島県まで遠距離であり橋やトンネル建設は不可能であり船舶輸送と航空輸送に頼るしかない。

「農林水産物流通条件不利性解消事業」は、一時的な輸送費補助ではなく、国策による全国の交通インフラと同様な考えで、新たに改正沖縄振興特別措置法では恒久的な制度にするべきと考える。

## 1. 農林水産物の流通条件不利性解消制度の創設



記事担当:外間 勝嘉

## 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた 農業経営者への再生産につながる支援拡充を求める意見書

世界規模で蔓延した新型コロナウイルスによる感染症は、国境を越えて世界各地に拡大し、多くの感染者・死者が発生している。

我が県においても、2月13日に初めて感染者が確認されて以来、次々と感染者が確認されていたが、全国的かつ急速な蔓延による国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと国は判断し、令和2年4月7日に緊急事態宣言を発出し、国民に不要不急の外出の自粛、感染防止対策を呼びかけたことにより、感染拡大傾向は収まってきたように思える。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国民の外出・消費の低迷は本県の農業にも深刻な影響を与えており、生産農家に対する緊急かつ効果的な助成が必要である。

よって議会は、農業への影響を最小限に食い止め、農家が安心して農業経営を継続できるように、以下の事項について強く要請するものである。

1. 新型コロナウイルスの影響による単価安になった販売量分の単価助成
2. 花卉類の出荷停止で廃棄処分した分量の平均価格での補填
3. 公庫セーフティーネット資金とJA・花卉農協・北部花卉の新型コロナ対策融資に対する利子助成
4. 外国人技能実習制度を活用した実習生の給与一部助成
5. 農林水産物流通条件不利性解消事業等の恒久制度化

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月15日

沖縄県国頭郡恩納村議会

宛先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、経済産業大臣、農林水産大臣、財務大臣、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、沖縄県知事

※ 陳情第9号は本会議において全会一致で採択され、意見書も可決し送付されました。



廃棄処分される菊



外国人研修生

記事担当:外間 勝嘉